

重要事項説明書

(介護予防訪問看護用)

様

重要事項説明書

(介護予防訪問看護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」第8条の規定に基づき、指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	好寿会
代表者氏名	理事長 片岡 尚
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市美原区今井380番地 美原病院 TEL 072-361-0545
法人設立年月日	昭和37年12月22日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ぽかぽか
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 (指定事業者番号2766690016)
事業所所在地	大阪府堺市美原区今井380番地
連絡先 相談担当者名	TEL 072-361-4999 (FAX 072-361-4331) 訪問看護ステーション ぽかぽか 鹿岡 友里
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市全域・大阪市全域・八尾市・松原市・羽曳野市・藤井寺市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護ステーションぽかぽかでは、指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の所在する市町村・居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等と連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜日 (祝日、12月31日～1月3日までを除く)
営業時間	午前9時～午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～土曜日
サービス提供時間	午前9時～午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 鹿岡 友里
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。2 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。3 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。4 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行います。5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。7 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。	常 勤 18名 非常勤 2名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none">1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常 勤 0名 非常勤 0名
事務職員	<ol style="list-style-type: none">1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 2名 非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
介護予防訪問看護の提供	介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。 具体的な介護予防訪問看護の内容 ① 服薬確認と必要時援助 ② 体調管理 ③ 清潔保持への支援 ④ 身体・精神状態の観察と必要時援助

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,242円	324円	4,825円	482円	8,495円	849円	11,663円	1,166円
	2,921円	292円	4,344円	434円	7,650円	765円	10,496円	1,049円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,055円	405円	6,034円	603円	10,625円	1,062円	14,573円	1,457円
	3,648円	364円	5,424円	542円	9,555円	955円	13,118円	1,311円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,868円	486円	7,243円	724円	12,743円	1,274円	17,494円	1,749円
	4,376円	437円	6,516円	651円	11,470円	1,147円	15,750円	1,575円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
緊急時介護予防訪問看護加算	6,000円	600円	1月に1回
サービス提供体制強化加算	60円	6円	1回当たり

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、介護予防サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、介護予防サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- ※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性増悪等により一時的に頻回の介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による介護予防訪問看護の提供となります。（このことについては、別途説明します。）

4 その他の費用について

(1) 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は（事業所から片道20キロメートル以上につき10キロメートルごとに100円）により請求いたします。
---------	---

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する介護予防訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	鹿岡 友里
	イ	連絡先電話番号	072-361-4999
		同ファックス番号	072-361-4331
	ウ	受付日及び受付時間	月～土(午前9時～午後5時)

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鹿岡 友里
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、日程、時間の調整をさせていただく場合や、訪問看護を中止させていただく場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の提供が遅延、もしくは困難となった場合、それによる損害賠償責任を当ステーションは負う事ができません。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当り、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定介護予防訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 介護予防訪問看護計画を作成する者

氏名 鹿岡 友里 (連絡先：072-361-4999)

(2) 提供予定の指定介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	有（事業所から片道20km以上 10kmごとに100円）
---------	------------------------------

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円 (利用者負担額 円)
----------	-----------------

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・相談及び苦情の内容について、「苦情相談対応シート」を作成しています。
- ・担当者不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いています。
- ・苦情相談があった場合、必要に応じ訪問を実施し、管理者は訪問看護員に事実関係の確認を行ないます。
- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により

適切な対処方法を利用者の立場に立って検討し、対処します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションぽかぽか 鹿岡 友里	所在地 大阪府堺市美原区今井380番地 電話番号 072-361-4999ファックス番号 072-361-4331 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）
藤井寺市社会福祉協議会 地域包括支援センター	所在地 藤井寺市北岡1丁目2番8号 電話番号 072-937-2641ファックス番 072-937-2643 受付時間 午前9時～午後7時（月～金） 午前9時～午後5時30分（土曜日） （日曜・祝日は電話対応のみ）
【市町村の窓口】 藤井寺市役所 健康福祉部高齢介護課	所在地 藤井寺市岡1丁目1番1号 電話番号 072-939-1165（サービス担当） 072-939-1169（高齢者福祉支援担当） ファックス番号 受付時間 午前9時～午後5時30分（土日祝日除く）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府大阪市常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418ファックス番号 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）

(3) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションぽかぽか 鹿岡 友里	所在地 大阪府堺市美原区今井380番地 電話番号 072-361-4999ファックス番号 072-361-4331 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）
美原障害者基幹相談支援センター	所在地 大阪府堺市美原区黒山167-9 電話番号 072-361-18830ファックス番 072-361-1441 受付時間 午前9時～午後7時（月～金）
【市町村の窓口】 美原区役所 美原保健福祉総合センター 一地域福祉課	所在地 堺市美原区黒山167-1 電話番号 （サービス担当） 072-363-9316（高齢者福祉支援担当） ファックス番号 072-362-0767 受付時間 午前9時～午後5時30分（土日祝日除く）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府大阪市常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418ファックス番号 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市美原区今井380番地	
	法人名	好寿会	
	代表者名	片岡 尚	印
	事業所名	訪問看護ステーション ぽかぽか	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

利用者	住所	
	氏名	

上記署名は、（ ）が代行しました。